

一般社団法人 宇治青年会議所  
【慶弔規程】

第 1 章 総 則

(目 的)

第1条 この規程は、会議所定款に基づき、慶弔に関する事項を定めるとともに会議所の円滑な運営に資することを目的とする。

第 2 章 慶 弔

(慶 弔)

第2条 この会議所は、慶弔見舞いについて次の通り定める。

(1) 結婚

正・準会員の結婚の場合 10,000円

(2) 死亡

正会員の場合 20,000円及び供花一對

特別会員の場合 10,000円及び供花一對

正会員の配偶者の場合 10,000円及び供花一對

特別会員の配偶者の場合 5,000円及び供花一對

正会員の両親及び子供の場合 10,000円及び供花一對

特別会員の両親及び子供の場合 5,000円及び供花一對

正会員の兄弟姉妹及び祖父母の場合 5,000円及び供花一對

(但し、J Cテリトリー内に在住するものに限る)

但し、歴代理事長はこの限りでない。

(3) 見舞金

正会員の病気、障害、災害の場合、最高5,000円を限度として適宜理事長がこれを定める。

(4) 事務局員、その他の慶弔の場合は、正副理事長及び専務理事がこれを定め理事会へ報告する。

2 贈与金は、適宜相当額の贈与品に変えることができる。

(改 廃)

第3条 この規程の改廃は、理事会の決議によるものとする。

附 則

この規程は、1994年1月1日より実施する。

この規程は、2001年1月1日より実施する。